

老齢基礎年金の請求について

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった方の老後の保障として、65歳になったときから給付されます。

▼老齢基礎年金の受給要件

- ① 保険料を納めた期間が10年以上必要です。老齢基礎年金は、保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した資格期間が、10年以上ある場合に65歳から受給することができます。
- また、60歳までに受給資格期間を満たしていない場合、65歳までの方なら任意加入することができます。
- ② 保険料を納めた月数で年金額が変わります。保険料を納めていない期間があると、将来受け取る年金額が少なくなります。
- ③ お手続きは原則65歳からです。ご希望の方は、年金の受け取る年齢に応じた「繰上げ受給」や「繰下げ受給」ができます。繰上げ受給：60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受け取ることができます。ただし、年金額が減額されます。繰下げ受給：66歳以降に繰り下げて受け取ることができます。なお、年金額は増額されます。

※いずれの受給も一度決めた減額率や増額率は変更できません。

▼老齢基礎年金の年金額（令和5年度の額）

20歳から60歳になるまでの40年間、保険料をすべて納めると満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

年金額（満額の場合）
年額79万5000円（月額6万6250円）

▼老齢基礎年金の請求手続きについて

① 年金の請求手続きのご案内および年金請求書が事前送付されます。
65歳の誕生日の約3カ月前に、日本年金機構または

は共済組合などから「老齢年金のお知らせ」や「年金請求書」が届きます。

※繰上げ請求を希望される方や、年金請求書を紛失された方は、土浦年金事務所または役場保険年金課窓口で年金請求書をお受け取りください。

② 「年金請求書」を提出します。

必要事項を記入し、受給開始年齢の誕生日の前日以降に添付書類とともに提出してください。

▼年金事務所の予約申し込みについて

年金事務所への来訪相談や年金請求に関する手続きには、事前予約が必要です。「予約受付専用電話」へ申し込みの上、予約日にご来所ください。

▼問い合わせ先

- ・土浦年金事務所 お客様相談室
〒029-825-1170 / 自動音声に従って【1】のあとに【2】を押してください。
- ・予約受付専用電話
☎0570-05-4890
- ・ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165
- ・保険年金課 医療年金係
（年金加入期間が国民年金【第1号被保険者】のみの方）
☎68-2211（内線176）

令和5年度 新築マイホーム取得助成金のご案内

利根町では、町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅（建築基準法に基づき建築確認日から5年を経過していない住宅）を購入された方に対し、住宅取得に要した費用を、基本25万円、最大55万円まで助成しています。住宅取得に伴う登記の日から1年以内に申請していただきます。なお、今年度の申請は令和5年10月31日（火）までとなります。

本助成金の申請には、所定の要件がありますので、詳細につきましては、「広報とね5月号」または町公式ホームページをご覧ください。また、地域振興係までお問い合わせください。

▼問い合わせ先 政策企画課 地域振興係
☎68-2211（内線333）
Email: chiki@town.tone.lg.jp



知って得する

農 業 者 年 金

農業者年金の加入資格者

国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方
※年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。



農業者の方なら広く加入できます

安心して豊かな老後を！

老後生活への備えは十分ですか？
年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。

農業経営の引退後も十分な収入を確保して安心した老後生活を送るためには、国民年金に上乗せした年金の受給が必要不可欠です。

▶途中脱退も再加入も可能です

支払が厳しく一時停止等をした場合は、脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます

▶少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型です

保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数の影響を受けない、安定した制度です

▶通常加入の保険料は自由に選択でき、加入後いつでも変更できます

月額2万円（35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円）から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択できます

▶ずっと一定の収入が確保できる終身年金です

80歳前に亡くなられた場合には死亡一時金としてご遺族が受け取れます

▶税制面の優遇措置があるため所得税・住民税等が大きな節税になります

保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、将来受け取る年金も公的年金等控除の対象となります

▶認定農業者など意欲ある担い手には保険料の国庫補助があります

農業の担い手の育成・支援のため、一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助が受けられます



全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。全国の農業委員会組織の活動、地方の農政・農業問題、経営に役立つ最新情報等、地域の身近な話題をカラーの紙面で見やすくまとめてあります。

旬な食材を使用した簡単レシピや、プレゼントのコーナー、農政マンガやコラムなど、楽しめる記事も掲載されています。

【申込先】利根町農業委員会事務局
☎68-2211（内線436・437）